

助成金交付規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人京都高等学校(以下「本財団」という。)が助成を行う公益目的事業に関し、助成事業の公正かつ適正な運営・管理を確保するために必要な事項を定めたものである。

助成先選定に際しては次の本財団の目的に則るものとする。

- 1.初等・中等教育における教育振興ならびに研究資金の援助
- 2.社会福祉教育における教育振興ならびに研究資金の援助
- 3.公立図書館図書購入資金の援助

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる団体は、京都市内の図書館、資料館及び総合支援学校、聾学校、盲学校とする。

2. 助成金の交付を受けた者は、助成金により取得した財産(器具等)につて、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第2章 助成金交付手続

(募集の方法)

第3条 助成金の交付対象はホームページ上で募集する。応募用紙(別紙様式1)等必要書類はホームページからダウンロードできるよう用意しておく。

(助成の決定)

第4条 本財団は、審査委員会による審査の後、理事会における決議に基づき助成金の交付を受ける者(以下「助成対象者」という。)を決定する。

2. 本財団は、前項の決定後遅滞なく、全応募者に結果を通知する。

第3章 助成対象者の責務

(基本的責務)

第5条 助成対象者は、助成金を公正かつ適正に使用、経理しなければならない。

2. 助成対象者は、円滑な事業の実施に支障が生じないよう本財団が指示する届出・報告の提出及び期限を守らなければならない。

(事業の結果報告の期限)

第6条 助成対象者は助成年度末に、事業の結果報告を書面(別紙様式2)をもって本財団に提出しなければならない。

(本財団による結果の公表)

第7条 本財団は助成対象者から提出された事業の結果について、当財団ホームページ上に公表することができる。

第4章 その他

(取消し又は返還要求)

第8条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により助成金の交付決定の取消し、又は返還(交付金の減額を含む)を求めることができる。この場合、理事会で決議する前に、当該受給者に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をして提出した場合であって、取り消し又は返還要求を行うことが相当と認める場合
- (2) その他本規定に違反する行為のあった場合であって、取り消し又は返還要求を行うことが相当と認める場合

附則 本規定は平成27年7月1日から施行する。